

まちなみづくりと屋外広告物

大川広告物景観形成地区基本計画



# はじめに

## 広告物景観形成地区とは

大阪市では、美しく魅力ある大阪の都市景観の形成を図っていくために、広告物景観形成地区制度を大阪市屋外広告物条例で規定しております。

この制度は、地域ごとの特性を活かした規制・誘導が図られるよう許可基準を強化したり、緩和したり、あるいは誘導基準を設けることで広告物の誘導を図り、良好な景観を形成しようとする制度です。

## 大川地区にふさわしい広告物景観を

大川地区における「源八橋～天満橋」の範囲では、毛馬桜之宮公園が整備され、沿川の建築物や高層ビルなどと緑が調和し、おらかな眺望と緑豊かな貴重な景観がつくられています。周辺では造幣局の通り抜けや、天神祭が開催されるなど、大阪の顔として人々に親しまれている地域です。

また、大阪市都市景観条例に基づく「大川景観形成地域」に含まれ、景観面を考慮しなければならない地域でもあります。

そこで大阪市では、この地域を「大川広告物景観形成地区」に指定し、適正な基準のもとに地区の特性に応じた広告物の規制・誘導により、美しい広告景観の形成をめざすこととしました。

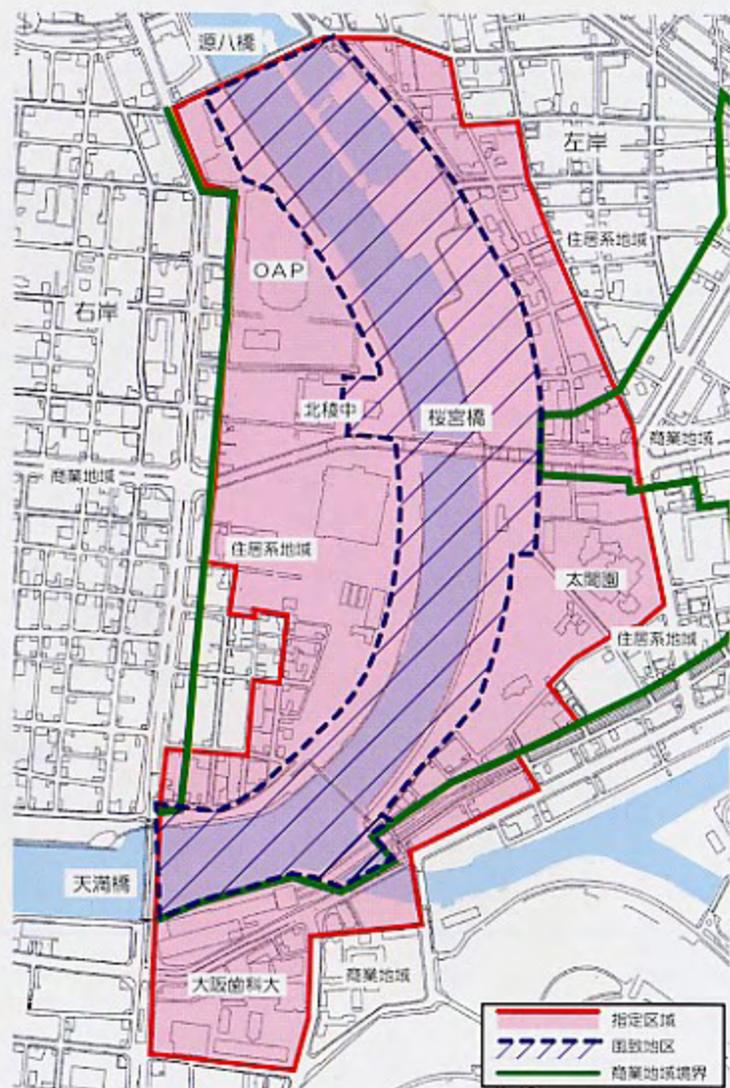
### 規制対象となる広告物

風致地区の境界線から概ね100m以内で路面高10m以上の位置に表示又は設置される屋外広告物（簡易広告物を除く。以下「広告物」という。）で、大川の水辺（毛馬桜之宮公園及び橋上をいう。以下同じ。）から望めるもの。

ただし、この範囲外であっても、大川の水辺並びに沿川の景観の形成及び保持に影響があると判断される場合は規制の対象とします。

※風致地区内については、屋外広告物の表示並びに掲出物件の設置は原則禁止です。

＜ 大川広告物景観形成地区指定区域 ＞



# 大川地区の広告物景観形成（許可・誘導）の基準

## 住居系地域（第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、工業地域、準工業地域を総称する）

	許可基準		誘導基準	
	現行基準	地区指定後		
		形状・大きさ		色彩・デザイン
屋上広告塔 ・ 屋上広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の高さの2/3以下</li> <li>2. 屋上塔、屋上板は屋上の側面より後退した位置に設置すること</li> <li>3. 屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の高さの2/3以下、ただし高さ10m以下とする。</li> <li>2. 現行どおり</li> <li>3. //</li> <li>4. 7m以上の媒体広告物は禁止とする。</li> <li>5. 建物のプロポーションにつりあった形を心がける。</li> <li>6. 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する。</li> </ol>	<p>※ 基調色は建物外壁色と同系色とする。</p> <p>・デザインは住居地域として暖かみのある水辺景観形成にふさわしいものとし、色彩は基調色につり合う低彩度の<sup>※</sup>強調色を付加して緑との調和を図り、風致地区の特性を活かすものとする。</p> <p>・広告照明（ネオン表示も含む）は夜間でも魅力的なまちづくりに寄与するデザインを工夫する。ただし、風致地区のイメージを損ねないよう多色を避けた上品な雰囲気とし、点滅はさせない。</p> <p>・魅力的な夜間景観の形成に寄与するため、夜間の広告照明（ネオン表示も含む）の設置に努める。</p>	
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 表示面積は、取付ける壁面の面積の1/3以下</li> <li>2. 壁面の端から突出さないこと</li> <li>3. 窓又は開口部をふさがないこと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取付ける壁面の面積の1/10以下とする。</li> <li>2. 現行どおり</li> <li>3. //</li> </ol>		
地上広告塔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広告塔の高さは10m以下</li> </ol>	<p>・形状・大きさ等については左記の現行基準どおり</p>		
地上広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広告板の高さは5m以下</li> <li>2. 他の広告塔又は広告板と集合して設置する場合は、上下2段を超えないこと</li> </ol>			
突出広告物	<p>道路上空に突出す場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置位置 (歩道幅員4m以上の場合) 路面の高さ2.5m以上 突出し幅1.5m以内 (歩道幅員4m未満) 路面の高さ2.5m以上 突出し幅1m以内 (歩道がない場合) 路面の高さ4.5m以上 突出し幅1m以内</li> <li>2. 形態 厚さ30cm以内 平板または箱型 上端は取付け壁面の高さを超えない</li> </ol>			

● 商業地域

	許可基準			誘導基準
	現行基準	地区指定後		
		形状・大きさ	色彩・デザイン	
屋上広告塔 ・ 屋上広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の高さの2/3以下</li> <li>2. 屋上塔、屋上板は屋上の側端より後退した位置に設置すること</li> <li>3. 屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の高さの2/3以下、ただし高さ12m以下とする。</li> <li>2. 現行どおり</li> <li>3. //</li> <li>4. 建物のフロアーションにつりあった形を心がける。</li> <li>5. 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する。</li> </ol>	<p>※ 基調色は建物外壁色と同系色若しくは調和のとれた低彩度色とする。</p> <p>・デザインは商業地域として都会的な水辺景観形成にふさわしいものとし、色彩は基調色につり合う低彩度の強調色を付加して緑との調和を図り、風致地区の特性を活かすものとする。</p> <p>・広告照明（ネオン表示も含む）は夜間でも魅力的なまちづくりに寄与するデザインを工夫する。ただし、風致地区のイメージを損ねないよう多色を避けた上品な雰囲気とする。</p>	<p>・魅力的な夜間景観の形成に寄与するため、夜間の広告照明（ネオン表示も含む）の設置に努める。</p>
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 表示面積は、取付ける壁面の面積の1/3以下</li> <li>2. 壁面の端から突出さないこと</li> <li>3. 窓又は開口部をふさがないこと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取付ける壁面の面積の1/10以下とする。</li> <li>2. 現行どおり</li> <li>3. //</li> </ol>		
地上広告塔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広告塔の高さは2.0m以下</li> </ol>	<p>・形状・大きさ等については左記の現行基準どおり</p>		
地上広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広告板の高さは5m以下</li> <li>2. 他の広告塔又は広告板と集合して設置する場合は、上下2段を超えないこと</li> </ol>			
突出広告物	<p>道路上空に突出する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置位置 (歩道幅員4m以上の場合) 路面の高さ2.5m以上 突出し幅1.5m以内 (歩道幅員4m未満) 路面の高さ2.5m以上 突出し幅1m以内 (歩道がない場合) 路面の高さ4.5m以上 突出し幅1m以内</li> <li>2. 形態 厚さ30cm以内 平板または箱型 上端は取付け壁面の高さを超えない</li> </ol>			

※「基調色」：「建築物や構造物に広く全般的に用いられ景観の“地”となる色彩」をいう。

「強調色」：「少量で部分的であるが、地域の特色をより強く表現し色彩景観の“図”となる色彩」をいう。

(「大阪市色彩景観計画ガイドブック」(平成8年6月、大阪市計画局計画部地域計画課(現・計画調整局開発部都市デザイン課)発行)より)

発行：大阪市建設局管理部路政課  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-14-16  
大阪 WTC ビル 13F  
TEL 06-6615-6687～8  
FAX 06-6615-6576